

別表

	平成 24 年度の新規採用者数の 上限値
内閣官房	10
内閣法制局	2
内閣府	35
宮内庁	32
公正取引委員会	37
警察庁	164
金融庁	42
消費者庁	2
総務省	120
法務省	1,475
外務省	141
財務省	1,482
文部科学省	66
厚生労働省	625
農林水産省	235
経済産業省	181
国土交通省	1,078
環境省	45
防衛省	575
合計	6,347

(注1) 内閣府の数は、宮内庁及び外局に係る数を除いたものである。

(注2) この表の人数は、平成 24 年度中に採用した職員で平成 25 年 3 月 31 日に在職するものの人数である。

(注3) 以下のときは、「平成 24 年度の新規採用抑制の方針について」の 3 に基づき、上記の値とは別に、24 年度において採用を行うことができる。

(1) 平成 23 年度の新規採用者数の実績が、23 年度新規採用抑制方針に基づき総務大臣が決定した上限値又は防衛大臣が決定した上限値を下回った場合であって、その下回った数の範囲内で、採用を行うとき

(2) 公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員（麻薬取締官を含む。）であって、平成 21 年度以降に新規採用された者（任期の定めのある職員を除く。）が平成 24 年度中に離職（出向を除く。）した場合であって、その職員の数の範囲内で、採用を行うとき